

2020年4月6日

「授業目的公衆送信補償金制度」の概要

= ICT活用教育での著作物の円滑利用に向けて =

一般社団法人

授業目的公衆送信補償金等管理協会

(略称：SARTRAS)

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会



改正著作権法（2018年5月公布）で新設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、教育のICT化が進む中で著作物の円滑な利活用を促し、教育の質の向上を図ることを目的とした制度です。この制度が円滑にスタートし、学校現場で有効に利用されますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

この制度がスタートすると、教育機関での授業で教員が文学作品、論文、新聞記事、写真などの著作物を児童・生徒の予習・復習などのためにインターネットを利用してメール等で送信することが、無許諾で可能になります。

従来は、紙での配布は無許諾で可能ですが、インターネット利用の送信では、原則として著作権者の許諾を得ることが必要でした。制度がスタートすれば、著作物の利用時の教育現場の負担が大きく減ります。

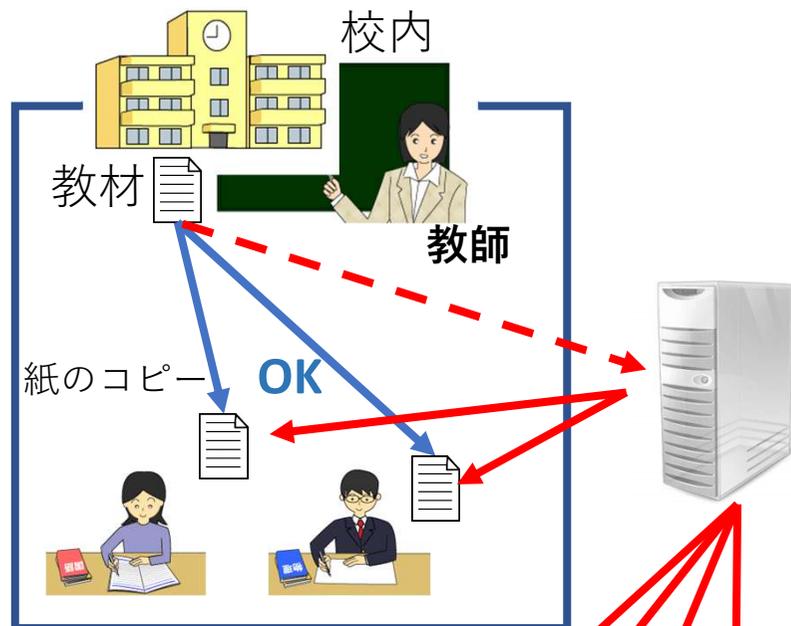
ただ、この制度を利用する場合は、教育機関の設置者（教育委員会、学校法人など）は、著作権者によるワンストップの団体に補償金を支払うことが必要です。それは、著作権者の権利や著作物の創造のサイクルに配慮するためです。

このワンストップの団体として2019年2月に文化庁長官の指定を受けた法人が、一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会」（略称：SARTRAS）です。SARTRASが認可申請した補償金の額は、文化庁長官が文化審議会に諮問した上で認可することになっています。

制度の概要は、次ページ以降にまとめた「従来」と「法律施行後」の比較図をご覧ください。

この制度の円滑な運用に向けて、文化庁、文部科学省の助言を受けながら、教育関係者・有識者・著作権者の3者が共同でフォーラムを開催しています。フォーラムは昨年度までで24回開催され、制度の「運用指針」の策定に向けての議論等が行われています。これまでに共通認識が得られた事項をまとめた「論点整理」などは、事務局（SARTRAS）のホームページ（<https://sartras.or.jp/forumjimukyoku/>）で公開されています。

【従来】 学校教育と著作権 (著作権法35条)



他人の著作物は、著作権法35条の範囲内で（※）無許諾・無償で授業目的に利用することが可能です

▽他人の著作物を利用した教材を紙にコピーして、児童生徒、学生に配付するのはOK

▽インターネットを経由して提供するのは授業目的でも35条の範囲外なので原則NG（要許諾）

遠隔合同授業等（対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、現在も無許諾・無償で利用できます

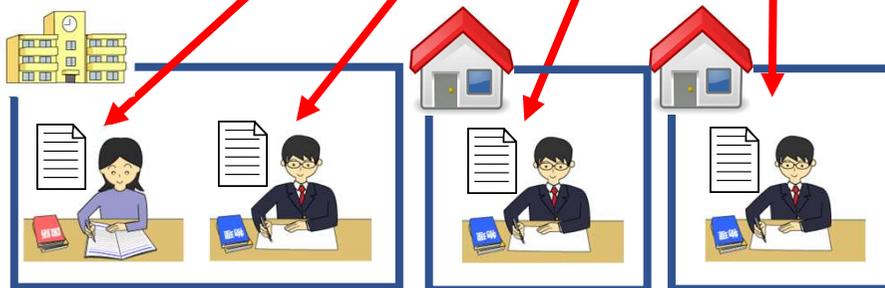
インターネット経由
赤線はNG（要許諾）

～教育現場での不満の声～

「他人の著作物を利用した教材の紙での配付は認められるのに、インターネット経由は認められないのでは、著作物の利用を控えてしまう」

オンデマンド型の遠隔授業
（遠隔地の教室）

予習・復習用等
（自宅）

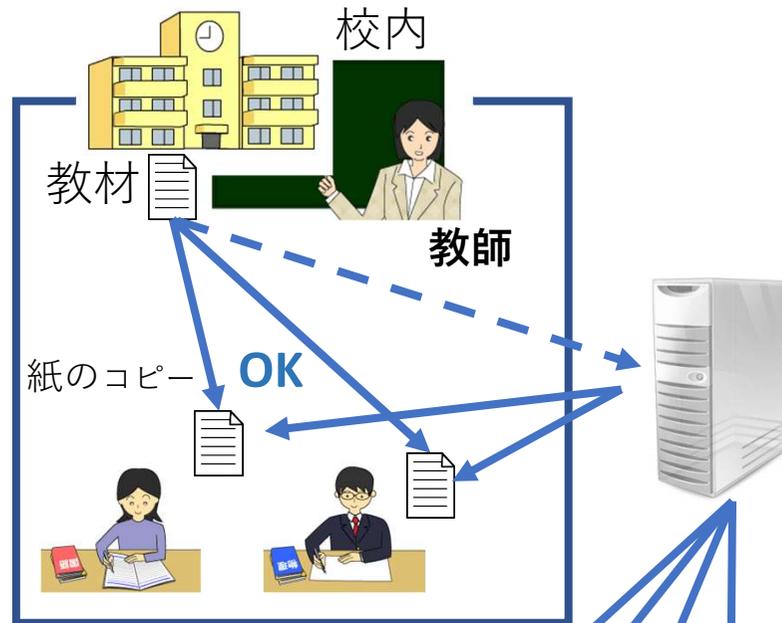


教育現場の要望に応えるべく

2018年5月、改正著作権法が公布

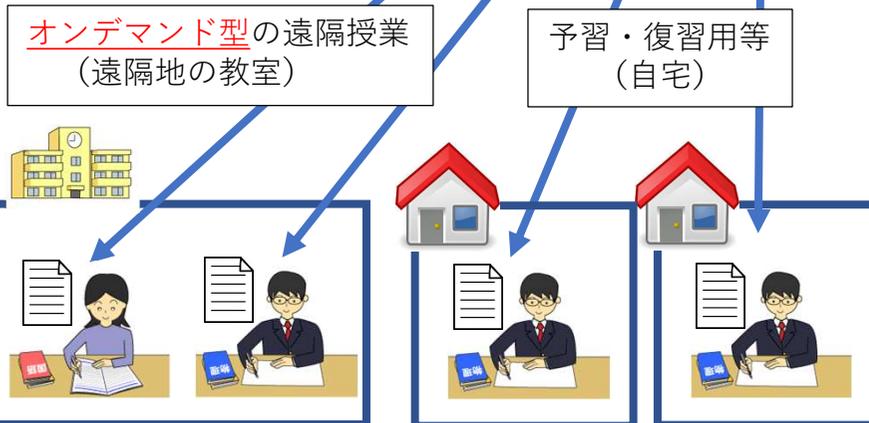
（※）ただし、著作権者の利益を不当に害するものはNGです。その他、著作権法32条（引用）や著作権法38条（非営利無償の上映・演奏）など35条とは異なる条文が適用になってOKとなる場合があります。

【法律施行後】学校教育と著作権（改正著作権法35条）



インターネット経由

OK



授業目的公衆送信補償金制度は、ICTを活用した教育の未来を支え、教育現場の要望に応えるための制度です。

著作権法35条の改正により、インターネットを利用した授業で著作物を利用することが可能となります。

遠隔合同授業等以外の授業でも、無許諾で他人の著作物を利用した教材をインターネット経由で送信（＝授業目的公衆送信）することができます（ただし、著作権者の利益を不当に害するような利用はできません）。

授業で著作物をインターネット経由で送信する場合、教育機関の設置者（教育委員会、学校法人等）は、SARTRASに補償金をお支払いいただくこととなります。

今回、2020年度に限った特例として、「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金を無償として文化庁長官に認可申請する予定です。

■一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS、サートラス）

▽住所：〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

TEL：03-6381-5026 FAX：03-6381-5027 Web Site：<https://sartras.or.jp>

▽理事長：土肥一史（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）

社員・構成団体	新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
	言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会
		公益社団法人 日本文藝家協会
		協同組合 日本脚本家連盟
		協同組合 日本シナリオ作家協会
	視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会
		一般社団法人 日本美術著作者連合
		公益社団法人 日本漫画家協会
	出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会
		一般社団法人 日本雑誌協会
		一般社団法人 日本自然科学書協会
		一般社団法人 日本医書出版協会
		一般社団法人 出版梓会
		一般社団法人 日本楽譜出版協会
		一般社団法人 日本電子書籍出版社協会
		日本児童図書出版協会
	音楽等教育著作権協議会	一般社団法人 日本音楽著作権協会
		公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
		一般社団法人 日本レコード協会
	映像等教育著作権協議会	日本放送協会
一般社団法人 日本民間放送連盟		
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟		